

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和6年8月1日（令和6年（行情）諮問第854号）及び同月13日（同第889号）

答申日：令和7年3月31日（令和6年度（行情）答申第1146号及び同第1148号）

事件名：令和5年度山形地方最低賃金審議会議事録等の一部開示決定に関する件
令和5年度秋田地方最低賃金審議会秋田県最低賃金専門部会議事録の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2（1）ア及びイ並びに同（2）アに掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和6年4月24日付け山形労発基0424第3号により山形労働局長（以下「処分庁1」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分1」という。）及び同日付け秋労発基0424第2号により秋田労働局長（以下「処分庁2」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分2」といい、原処分1と併せて「原処分」という。）について、不開示部分の開示を求めるといものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由については、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書（原処分1）

「不開示とした部分とその理由」について、全て開示すべきである。個人や団体の情報は、他の労働局において公開されており、山形労働局特有の理由は見られないから。具体的には、福島の本審第2回（URL略）、長野の本審第2回（URL略）、奈良の本審第504回（URL略）で見られる。

（2）審査請求書（原処分2）

全部開示すべきである。参考人の団体や氏名は、青森・第1回専門部会（URL略）や茨城・第2回本審（URL略）で公開されているとおり、秋田だけ非公開にする特段の理由がない。また、法人の情報は、報道機関関係者が同席のもとで陳述が行われており、不開示にする理由がない。

(3) 意見書（原処分1）（添付資料略）

ア 基本的な考え方

すべて開示すべきである。

イ その理由

(ア) 諮問庁は、地方最低賃金審議会は、都道府県ごとに独立して設置されており、構成委員や審議会の公開・非公開の状況が異なるので、他局とは単純に比較できないと主張しているが、審議を公開するかしないかは、会長や部会長の権限であるが、情報を開示してよいかどうかを判断するわけではない。それをもって、特別の事情とは言えない。他局が開示するデータと同様、すべて公開すべきである。

(イ) なお、平成29年度も同様の全国調査を行い、今回同様の手続きを行っているが、添付書面（略）の通り、他局で公開しているデータは、特別な事情がない限り、開示すべきである。

(ウ) 真にやむを得ない事情は感じ取れないので、すべて開示すべきである。

(4) 意見書（原処分2）

ア 基本的な考え方

すべて開示すべきである。

イ その理由

(ア) 諮問庁は、地方最低賃金審議会は、都道府県ごとに独立して設置されており、審議会を構成する委員が異なる上、事業場視察の内容は公開されることを前提にしていないと主張する。しかし、審議の持ち方を決定することは、最低賃金法に基づいて審議委員の決定するところであるが、その記録を開示するか否かは情報公開法に基づき検討されるべきである。

(イ) 他の労働局が同様の内容で公開する部分は、やはり公開すべきである。

(ウ) なお、不開示として該当する部分は、特定労働組合に属する組合員による意見陳述であるが、議事録の16頁から二者協議による非公開とされているので、意見陳述は傍聴人がいて公開のもとで行われたのではないかと考える。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、開示請求者として令和6年3月8日付け（同月11日受付）で、処分庁1及び処分庁2に対して、法3条の規定に基づき、別紙1に掲げる行政文書に係る各開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁1及び処分庁2が原処分1及び原処分2を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、令和6年5月2日付け（同月7日受付）で原処分1について、同月14日付け（同月16日受付）で原処分2について本件各審査請求をしたものである。

2 諮問庁としての考え方

本件各審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち、一部については新たに開示することとし、その余の部分については、原処分2については不開示情報の適用条項を改めた上で、不開示を維持することが妥当である。

3 理由

(1) 最低賃金審議会について

ア 最低賃金審議会について

最低賃金審議会の審議に関する事項については、最低賃金法（昭和34年法律第137号。以下「最賃法」という。）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号。以下「審議会令」という。）に規定されているところであり、その概要は次のとおりである。

(ア) 厚生労働省に中央最低賃金審議会を、都道府県労働局に地方最低賃金審議会を置く（最賃法20条）。

(イ) 最低賃金審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項をつかさどるほか、地方最低賃金審議会にあっては、都道府県労働局長（以下「局長」という。）の諮問に応じて、最低賃金に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を局長に建議することができる（最賃法21条）。

(ウ) 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない（最賃法25条2項）。

(エ) 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、関係労働者及び関係使用者の意見を聴く（最賃法25条5項）。

イ 地方最低賃金審議会の委員について

地方最低賃金審議会の委員に関する事項については、最賃法及び審議会令に規定されているところであり、その概要は次のとおりである。

(ア) 最低賃金審議会は、労働者を代表する委員（以下「労働者代表委員」という。）、使用者を代表する委員（以下「使用者代表委員」

という。)及び公益を代表する委員(以下「公益委員」という。)各同数をもって組織する(最賃法22条)。

(イ)委員は、局長が任命する(最賃法23条1項)。

(ウ)局長は、地方最低賃金審議会の労働者代表委員又は使用者代表委員を任命しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない(審議会令3条1項)。

(エ)地方最低賃金審議会の労働者代表委員又は使用者代表委員については、推薦がなかった場合を除き、推薦があった候補者のうちから任命する(審議会令3条2項)。

(オ)(原処分1について)

山形地方最低賃金審議会運営規程(昭和34年8月17日制定)7条1項において、「会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。」と定めている。

ウ 山形地方最低賃金審議会について(原処分1)

山形地方最低賃金審議会の概要は次のとおりである。

(ア)山形地方最低賃金審議会は、上記ア(ウ)の定めにより、専門部会を設置している。

(イ)上記イ(オ)の規程に基づき、山形地方最低賃金審議会及び専門部会においては、令和5年7月7日に開催された令和5年第1回山形地方最低賃金審議会の審議で決したところにより、第2回以降の専門部会及び上記ア(エ)の関係労働者及び関係使用者の意見聴取について非公開としている。

エ 秋田地方最低賃金審議会について(原処分2)

秋田地方最低賃金審議会の概要は次のとおりである。

(ア)秋田地方最低賃金審議会は、上記ア(ウ)の定めにより、専門部会を設置している。

(イ)秋田最低賃金審議会専門部会運営規程(平成7年5月12日審議会決定7条1項において、「会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。」と定めている。

(ウ) 上記(イ)の規定に基づき、専門部会の審議のうち、公益委員と労働者代表委員、公益委員と使用者代表委員の二者で行う個別の協議部分を非公開としている。

(2) 本件対象文書を含む文書の特定について

処分庁1及び処分庁2は、2023年度の地域別最低賃金を決定することに関連した最低賃金審議会の記録として、別紙の2に掲げる各文書を対象文書として特定した。

(3) 不開示情報該当性について

ア 法5条1号該当性

原処分1の文書番号1の①ないし④、⑨ないし⑬、⑮ないし⑰、⑲、⑳、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱ないし㊲並びに㊳ないし㊴、文書番号2の①ないし③並びに⑤、文書番号3の①ないし③並びに⑤、文書番号4の①ないし④並びに⑦、文書番号5の①、②及び④には、特定の個人の職名、氏名など個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が含まれており、法5条1号に該当し、かつ同号ただし書きイからハマまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

イ 法5条2号イ該当性

原処分1の文書番号1の⑪、⑬、⑲、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘及び㊲、文書番号2の②、文書番号3の②、文書番号4の②、⑤ないし⑦、文書番号5の②並びに原処分2の文書番号1の⑨ないし㉔には、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人及び団体の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがある情報が含まれており、法5条2号イに該当するから不開示を維持することが妥当である。

(4) 新たに開示する部分

原処分1の文書番号1の⑤ないし⑧、⑭、⑱、㉑ないし㉔、㉖ないし㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱ないし㊲、文書番号2の④及び⑥、文書番号3の④及び⑥、文書番号5の③及び⑤については、法5条各号の規定に該当しないため、開示すべきである。

原処分2の文書番号1の①ないし⑧及び㉕については、原処分において、法5条1号に該当するものとして不開示とされていたが、法5条1号ただし書きイに該当するため、開示すべきである。

(5) 審査請求人の主張について

ア 原処分1について

審査請求人は、個人や団体の情報について、公開又は開示されている他の労働局を例に挙げ、山形労働局（山形地方最低賃金審議会）特有の理由は見られないためすべての不開示箇所を開示すべき旨主

張するが、上記（１）ア①に記載のとおり、地方最低賃金審議会は、最低賃金法の定めに基づき、それぞれの地域に適用される最低賃金額等を審議するために、都道府県毎に独立して設置された審議会で、審議会を構成する委員も異なり、審議会の公開・非公開も開催回毎に各審議会規程に基づき、各審議会で決せられている。このため公開ないし開示の範囲も地方最低賃金審議会により異なることは当然であり、特有の理由は見られないから、公開ないし開示している地方最低賃金審議会と同様に開示が必要であるという主張に理由はない。本件対象文書の不開示情報の該当性については、上記（３）のとおりであり、審査請求人の主張は、本件審査請求の結論を左右しない。なお、審査請求人が個人や団体の情報が開示されている例として挙げている、長野地方最低賃金審議会令和５年度第２回本審、奈良地方最低賃金審議会第５０４回本審は審議を公開の場で行っているため、福島地方最低賃金審議会令和５年度専門部会第２回は非公開の場で行われているが、意見陳述前に公開可能であることを事前に意見陳述人が確認しているため、法５条１号ただし書イに該当、又は、法５条２号ロに該当しないので開示が可能なものである。

イ 原処分２について

審査請求人は、参考人の団体や氏名の情報について、公開又は開示されている他の県を例に挙げ、秋田（秋田地方最低賃金審議会）だけ非公開にする特段の理由がないためすべての不開示箇所を開示すべき旨主張するが、上記（１）に記載のとおり、地方最低賃金審議会は、最低賃金法の定めに基づき、それぞれの地域に適用される最低賃金額等を審議するために、都道府県ごとに独立して設置された審議会で、審議会を構成する委員も異なり、審議会の公開・非公開も各審議会規程に基づき、各審議会で決せられている。このため公開ないし開示の範囲も地方最低賃金審議会により異なることは当然であり、特段の理由がないという主張に根拠はないため、審査請求人の主張は、本件審査請求の結論を左右しない。

４ 結論

よって、本件各審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち、一部については新たに開示することとし、その余の部分については、原処分２については不開示情報の適用条項を法５条２号イとした上で、不開示を維持することが妥当である。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和６年８月１日 諮問の受理（令和６年（行情）諮問第８

- | | |
|------------|--|
| | 54号) |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受(同上) |
| ③ 同月13日 | 諮問の受理(令和6年(行情)諮問第889号) |
| ④ 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受(同上) |
| ⑤ 同月30日 | 審議(令和6年(行情)諮問第854号) |
| ⑥ 同日 | 審査請求人から意見書を収受(同上) |
| ⑦ 同年9月9日 | 審査請求人から意見書を収受(令和6年(行情)諮問第889号) |
| ⑧ 同月11日 | 審議(同上) |
| ⑨ 令和7年2月3日 | 本件対象文書の見分及び審議(令和6年(行情)諮問第854号及び同第889号) |
| ⑩ 同年3月26日 | 令和6年(行情)諮問第854号及び同第889号の併合並びに審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書の一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とする各決定(原処分)を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、不開示部分のうち、一部を開示するとし、その余の部分(別表のとおり。以下「不開示維持部分」という。)については、不開示を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 原処分1の不開示維持部分について

原処分1の不開示維持部分は、令和5年度第2回山形地方最低賃金審議会において実施された、関係労使からの意見聴取にかかる、議事録及び「意見陳述書」の一部である。

ア 通番1ないし通番8、通番10ないし通番19、通番21及び通番22は、意見聴取に出席した参考人の氏名、所属労働組合、所属事業場等の記載である。当該部分は、一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

次に、法5条1号ただし書該当性について検討すると、当該意見聴取は、非公開の審議においてなされたものであることが、原処分1において開示されている情報から明らかである。そのほかに、当該部分につき、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められないこ

とから、同号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、意見陳述人である特定個人の氏名、事業場名、所在地、所属団体名、役職名等は個人識別部分であり、部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、通番3、通番5、通番6、通番11、通番15、通番17、通番19及び通番22については、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当である。

イ 通番9及び通番20は、意見陳述人の所属する事業場名及び労働組合の詳細について記載されている。これを公にすると、非公開の審議会において意見陳述を行った者が所属する労働組合等が特定され、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示とすることは妥当である。

(2) 原処分2の不開示維持部分について

ア 原処分2の不開示維持部分は、令和5年度第2回秋田地方最低賃金審議会秋田県最低賃金専門部会において実施された、参考人からの意見陳述にかかる議事録の一部である。原処分において開示されている情報及び諮問に当たり新たに開示するとしているその他の情報から、当該部分は、労働者側の立場から意見を述べている者の発言部分の一部であることが確認できる。

当該意見陳述は、公開の場で行われたものであることから、諮問庁は、諮問に当たり、参考人の氏名、所属労働組合等については新たに開示するとしている。

イ 通番23及び通番25並びに通番24の別表の5欄に掲げる部分を除く部分は、参考人が勤務する病院の内実について発言している部分であり、勤務先である病院の名称、規模、従業員の数及び内訳、賃金の額、経営課題等、当該特定病院において一般に公にしていなかった経営情報の詳細であることが確認できる。公開の専門部会において発言のあった内容であるとしても、当該部分を公にすることにより、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示とすることは妥当である。

ウ 通番24の別表の5欄に掲げる部分は、参考人の所属する労働組合の上部組織である団体に加盟する労働組合の名称である。上部組織の

名称は原処分2において開示されており、個別の労働組合の名称を公にしても、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

(1) 処分庁2は、本件開示請求を受けて特定した行政文書の名称として、本件開示請求書に記載された文書名と同一の文書名を本件開示決定通知書に記載した上で、本件対象文書を一部開示したものであるが、本来、特段の支障がない限り、開示決定通知書には、特定した行政文書の名称を具体的に記載すべきであったのであるから、処分庁2においては、今後、この点に留意して適切に対応することが望まれる。

(2) 本件各開示決定通知書の「不開示とした部分とその理由」では、それぞれの不開示理由について、法5条各号の条文の規定をほぼ引き写して記載している。本件においては、審査請求人が理由の提示の不備を争っておらず、不開示部分の開示を求めていること等にも鑑み、原処分を取り消すまでには至らないものの、不開示とした理由を具体的に記載していない開示決定等は、法5条及び行政手続法8条1項の規定に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては、今後、関係各規定を踏まえて適切な処分理由の記載を徹底することが望まれる。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とした各決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、別表の5欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号及び2号イに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同号イに該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡、委員 久末弥生、委員 葭葉裕子

別紙

1 本件各開示請求に係る行政文書

「2023年度地域別最低賃金を決定することに関連した最低賃金審議会の記録のすべて。

- ・本審、専門部会、小委員会、事業場視察等のすべてを対象とする。
- ・すでにホームページに掲載された部分は除く。
- ・録音データが望ましいが、文字起こしされたものがあれば、それでかまわない。
- ・特に、議事が一部非公開とされた部分がある場合、議事録にはその詳細な内容が記録されていないとき、議事録とは別の記録、メモ、録音データ等、作成されたものがあれば、それをすべて含む。
- ・公労、公使、公益のみの会議のように、公労使三者がそろわない場面で、事務局が立ち会っていても、その記録が議事録にない場合、事務局が作成した記録、メモ、録音データ等のすべてを含む。」

(以上の内容により、令和6年(行情)諮問第854号では山形労働局に対して、令和6年(行情)諮問第889号では秋田労働局に対して開示請求が行われたもの)

2 本件対象文書を含む文書

(1) 原処分1(令和6年(行情)諮問第854号)

- ア 令和5年度第2回山形地方最低賃金審議会議事録(文書番号1)
- イ 令和5年度第2回山形地方最低賃金審議会資料(意見申述書)(文書番号2ないし文書番号5)
- ウ 令和5年度山形地方最低賃金審議会第2回山形県最低賃金専門部会議事録(文書番号6)
- エ 令和5年度山形地方最低賃金審議会第3回山形県最低賃金専門部会議事録(文書番号7)
- オ 令和5年度山形地方最低賃金審議会第4回山形県最低賃金専門部会議事録(文書番号8)
- カ 令和5年度山形地方最低賃金審議会第5回山形県最低賃金専門部会議事録(文書番号9)
- キ 令和5年度山形地方最低賃金審議会第6回山形県最低賃金専門部会議事録(文書番号10)

(2) 原処分2(令和6年(行情)諮問第889号)

- ア 秋田地方最低賃金審議会秋田県最低賃金専門部会議事録
令和5年度第1回(文書番号1)
- イ 秋田地方最低賃金審議会秋田県最低賃金専門部会議事録

- 令和5年度第2回（文書番号2）
- ウ 秋田地方最低賃金審議会秋田県最低賃金専門部会議事録
令和5年度第3回（文書番号3）

別表

1 文書名等		2 原処分で不開示とした箇所		3 法 5 条 該 当号等	4 通 番	5 開 示 す べ き 部分
原処分 1						
文 書 番 号 1	令 和 5 年 度 第 2 回 山 形 地 方 最 低 賃 金 審 議 会 議 事 録	2 頁	① 1 8 行目 9 文字目ないし 1 2 文字目、1 9 文字目ないし 2 1 文字目、2 8 文字目ない し 3 2 文字目	1 号	1	—
			② 2 1 行目 8 文字目ないし 1 1 文字目			
		③ 2 2 行目 2 文字目及び 3 文 字目	新 た に 開 示	—	—	
		④ 2 4 行目 3 文字目ないし 1 0 文字目、1 7 文字目ないし 2 0 文字目				
		3 頁	⑤ 2 4 行目 1 1 文字目ないし 1 6 文字目	新 た に 開 示	—	—
			⑥ 2 5 行目 2 0 文字目ないし 2 6 行目 2 3 文字目			
⑦ 6 行目 1 9 文字目ないし 2 2 文字目	⑧ 9 行目 1 文字目ないし 4 文 字目	新 た に 開 示	—	—		
					⑨ 1 1 行目 1 5 文字目ないし 1 7 文字目	
⑩ 1 2 行目 2 文字目及び 3 文 字目	⑫ 1 5 行目 2 4 文字目ないし 2 6 文字目	1 号	2	—		
					⑪ 1 4 行目 3 文字目ないし 1 3 文字目	
⑬ 2 3 行目 4 文字目ないし 1 1 文字目	⑭ 2 1 行目 6 文字目ないし 2 5 文字目	1 号、 2 号イ	3	—		
					⑮ 4 2 行目 3 文字目ないし 1	
4 頁	⑯ 4 2 行目 3 文字目ないし 1	新 た に 開 示	—	—		

		2文字目			
		⑮ 38行目15文字目ないし19文字目 ⑯ 39行目2文字目ないし4文字目 ⑰ 41行目4文字目ないし12文字目、21文字目ないし23文字目、35文字目ないし40文字目、42行目1文字目	1号	4	—
		⑲ 42行目26文字目ないし30文字目	1号、2号イ	5	—
	5 頁	⑳ 19行目10文字目ないし12文字目 ㉑ 22行目40文字目及び41文字目、23行目1文字目 ㉒ 23行目8文字目ないし20文字目	新たに 開示	—	—
	6 頁	㉓ 12行目21文字目ないし28文字目、30文字目及び31文字目 ㉔ 31行目17文字目及び18文字目、33文字目ないし36文字目	1号、2号イ	6	—
		㉕ 12行目29文字目 ㉖ 15行目8文字目ないし20文字目 ㉗ 16行目9文字目ないし14文字目 ㉘ 17行目9文字目ないし14文字目 ㉙ 21行目26文字目ないし31文字目 ㉚ 36行目1文字目ないし6文字目	新たに 開示	—	—
		㉛ 33行目2文字目及び3文字目	1号	7	—

		7 頁	③② 3行目 8文字目及び9文字目 ③③ 5行目 2文字目及び3文字目 ③⑥ 19行目 2文字目及び3文字目 ③⑨ 28行目 2文字目及び3文字目	1号	8	—		
			③④ 16行目 3文字目ないし6文字目	新たに 開示	—	—		
			③⑤ 17行目 15文字目及び16文字目 ③⑦ 20行目 20文字目ないし25文字目 ③⑧ 23行目 12文字目及び13文字目	2号イ	9	—		
		8 頁	④⑩ 26行目 5文字目ないし8文字目 ④⑪ 28行目 2文字目及び3文字目	1号	1 0	—		
			④⑫ 29行目 1文字目ないし4文字目、6文字目及び7文字目	1号、 2号イ	1 1	—		
			④⑬ 29行目 5文字目 ④⑭ 30行目 10文字目ないし18文字目 ④⑮ 32行目 20文字目ないし31文字目	新たに 開示	—	—		
		1 0 頁	④⑯ 18行目 4文字目及び5文字目 ④⑰ 28行目 2文字目及び3文字目	1号	1 2	—		
		1 1 頁	④⑱ 13行目 2文字目及び3文字目	1号	1 3	—		
		2	令和5 年度第	1 頁	①左側上表「よみかた」欄、「氏名」欄	1号	1 4	—

	2回山形地方最低賃金審議会資料（意見申述書、令和5年6月20日現在）		③左側上表「企業別労働組合名」欄、「役職名」欄 ⑤左側上表「役職名」欄（5列目）			
			②左側上表「事業場名」欄（TELの文字を除く）、「所在地」欄	1号、2号イ	15	—
			④左側上表「産業別労働組合名」欄 ⑥左側下表左から3行目、上から1列目の欄1行目2文字目ないし2行目、5行目5文字目ないし11文字目	新たに開示	—	—
3	令和5年度第2回山形地方最低賃金審議会資料（意見申述書、令和5年6月30日現在）	1頁	①左側上表「よみかた」欄、「氏名」欄 ③左側上表「企業別労働組合名」欄7文字目ないし最終文字、「役職名」欄 ⑤左側上表「役職名」欄（5列目）	1号	16	—
			②左側上表「事業場名」欄（TELの文字を除く）、「所在地」欄	1号、2号イ	17	—
			④左側上表「企業別労働組合名」欄1文字目ないし6文字目、「産業別労働組合名」欄 ⑥左側下表左から3行目、上から2列目の欄3行目2文字目ないし11文字目	新たに開示	—	—
4	令和5年度第2回山形地方最低賃金審議会資料（意見	1頁	①左側上表「よみかた」欄、「氏名」欄 ③左側上表「企業別労働組合名」欄、「役職名」欄 ④左側上表「産業別労働組合名」欄	1号	18	—
			②左側上表「事業場名」欄（TELの文字を除く）、「	1号、2号イ	19	—

	申 述 書、令 和 5 年 7 月 1 9 日 現 在)		「職種名」欄、「所在地」欄 ⑦右側表左から 3 行目最下列 3 行目 3 3 文字目ないし 3 5 文字目			
			⑤左側下表左から 3 行目、上 から 1 列目の欄 1 行目 ⑥左側下表左から 3 行目、上 から 3 列目の欄 1 行目 1 2 文 字目ないし 1 5 文字目、3 行 目 3 文字目ないし 6 文字目	2 号	2 0	—
5	令 和 5 年 度 第 2 回 山 形 地 方 最 低 賃 金 審 議 会 資 料 (意 見 申 述 書、令 和 5 年 7 月 2 0 日 現 在)	1 頁	①左側上表「よみかた」欄、 「氏名」欄、「住所」欄 ④左側上表「役職名」欄 (4 列目)	1 号	2 1	—
			②左側上表「事業場名」欄 (TEL の文字を除く)、 「役職名」欄、「所在地」欄	1 号、 2 号イ	2 2	—
			③左側上表「業界団体名」欄 ⑤左側下表左から 3 行目、上 から 1 列目の欄 4 行目 1 6 文 字目ないし 2 7 文字目	新たに 開示	—	—
原処分 2						
1	秋 田 地 方 最 低 賃 金 審 議 会 秋 田 県 最 低 賃 金 専 門 部 会 議 事 録 令 和 5 年 度 第 1 回	4	① 1 行目 1 1 文字目ないし 2 7 文字目 ② 2 行目 6 文字目ないし 2 0 文字目 ③ 1 3 行目 9 文字目ないし 1 1 文字目 ④ 1 4 行目 2 文字目ないし 4 文字目 ⑤ 1 5 行目 1 文字目ないし 1 8 文字目、2 2 文字目ないし 1 6 行目 1 文字目	新たに 開示	—	—
		8	⑥ 3 行目 5 文字目及び 6 文字	新たに	—	—

		目 ⑦ 4行目 2文字目及び3文字目 ⑧ 5行目 1文字目ないし16文字目	開示		
		⑨ 6行目ないし7行目 15文字目 ⑩ 7行目 23文字目ないし8行目 39文字目 ⑪ 10行目 8文字目ないし12文字目、31文字目ないし33文字目、39文字目ないし42文字目 ⑫ 11行目 4文字目ないし6文字目、23文字目及び24文字目 ⑬ 15行目 34文字目ないし36文字目、40文字目ないし42文字目 ⑭ 23行目 2文字目ないし7文字目、36文字目ないし40文字目 ⑮ 26行目 1文字目ないし34文字目 ⑯ 28行目 22文字目ないし26文字目、40文字目ないし44文字目	2号イ	2 3	—
	9	⑰ 5行目 26文字目ないし38文字目 ⑱ 7行目 15文字目及び16文字目 ⑲ 10行目 6文字目ないし12文字目、22文字目ないし28文字目、47文字目ないし53文字目 ⑳ 11行目 10文字目ないし16文字目、23文字目ない	2号イ	2 4	㉓ 21行目 28文字目ないし22行目 7文字目

		し 2 8 文字目、3 8 文字目ないし 4 4 文字目 ⑳ 1 4 行目 7 文字目ないし 1 1 文字目、3 8 文字目ないし 4 4 文字目 ㉑ 1 5 行目 6 文字目ないし 8 文字目、1 7 文字目ないし 2 3 文字目 ㉒ 2 1 行目 2 8 文字目ないし 2 2 行目 7 文字目			
	1 0	㉓ 2 6 行目 7 文字目ないし 2 8 行目 2 9 行目 3 7 文字目	2 号イ	2 5	—
	1 1	㉔ 1 4 行目 1 文字目ないし 3 文字目、8 文字目及び 9 文字目	新たに 開示	—	—

注 1 原処分において全部開示されている、原処分 1 の文書番号 6 「令和 5 年度山形地方最低賃金審議会第 2 回山形県最低賃金専門部会議事録」、文書番号 7 「令和 5 年度山形地方最低賃金審議会第 3 回山形県最低賃金専門部会議事録」、文書番号 8 「令和 5 年度山形地方最低賃金審議会第 4 回山形県最低賃金専門部会議事録」、文書番号 9 「令和 5 年度山形地方最低賃金審議会第 5 回山形県最低賃金専門部会議事録」及び文書番号 1 0 「令和 5 年度山形地方最低賃金審議会第 6 回山形県最低賃金専門部会議事録」並びに原処分 2 の文書番号 2 「秋田地方最低賃金審議会秋田県最低賃金専門部会議事録 令和 5 年度第 2 回」及び文書番号 3 「秋田地方最低賃金審議会秋田県最低賃金専門部会議事録 令和 5 年度第 3 回」の記載は省略した。

注 2 2 欄の「該当箇所」の記載については、当審査会事務局において整理し、軽微な誤記を修正した。